

平成26年第2回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成26年11月28日 開会

平成26年11月28日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成26年第2回新十津川町議会臨時会

平成26年11月28日（金曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第8号 専決処分の報告について
- 第4 報告第9号 専決処分の報告について
- 第5 発議第1号 新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第6 議案第46号 新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第47号 新十津川町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例及び新十津川町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第8 議案第48号 平成26年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）

◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平澤	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君								
副町	長	佐川	純	君								
教	育	長	熊田	義信	君							
総	務	課	長	藤澤	敦司	君						
会	計	課	長	乗松	真寿美	君						
保	健	福	祉	課	長	長谷川	雄士	君				
産	業	振	興	課	長	兼						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	小	林	透	君
建	設	課	長	村	中	忠	夫	君				
教	育	委	員	会	次	長	野	崎	勇	治	君	

代 表 監 査 委 員      山 本      忍 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長      高 宮      正 人 君

---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、平成26年第2回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。

3番、青田良一君。4番、山田秀明君。両君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

---

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、報告第8号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告並びに説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） おはようございます。ただ今、上程のありました報告第8号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決第4号。物損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。専決処分の月日につきましては、平成26年9月22日でございます。

内容でございます。1、事故の発生日時、平成26年8月13日、午前9時30分頃でございます。2、事故発生場所、新十津川町字総進191番地3、これは文化伝習館の前でございます。3、相手方、【個人名】でございます。4、事故の概要、文化伝習館前の看板が突風により倒れまして、相手方車両後部のテールレンズを損傷させたものでございます。5、損害賠償額につきましては、2万6,352円ということでございます。

よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。専決処分の報告と内容の説明に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で報告第8号について、内容の報告並びに説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第8号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、報告第9号、専決処分の報告についてを議題といたします。

内容の報告並びに説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今、上程をいただきました報告第9号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決の第5号。人身事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。専決処分の月日につきましては、平成26年9月の24日でございます。

内容でございます。1、事故発生日時、平成26年7月29日、午後3時頃でございます。2、事故発生場所、新十津川字花月243番地2、ここにつきましては花月農村公園でございます。3、相手方、【個人名】でございます。4、事故の概要、花月農村公園にて、相手方が児童の介助を行っていた際、蓋が破損し、脱落していた量水器ボックスに気付かず、右足が落下し大腿部を損傷したものでございます。5、損害賠償額、22万1,542円ということでございます。

以上、説明と内容に代えさせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で報告第9号について、内容の報告並びに説明を終わります。

ます。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） まず1点は、発生日が7月29日で、決定日が9月24日ということで、9月議会がその間に合ったわけですけれども、なんで遅くなったのかというのが一つと。

それから、損害賠償額というものの内容、どのような内容なのかというのを教えて欲しいなと思うのですけれども。車の場合は、車の壊れた部分を直してやれば、それで済むのですけれども、けがをされた時の賠償というのはどういふようになっているのか。町の保険で出しているのか、それとも見舞金だとか入院費用だとか、いろいろあると思うのですけれども、金額はいつでもいいのですけれども、損害賠償という中身はどういふような内訳になっているのかなということを聞きたいのですけれども。

○議長（長谷川秀樹君） それでは2点について、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（村中忠夫君） それでは今のご質問にお答え申し上げます。専決処分の報告が9月定例会に間に合わなかったのかどうかということで、額の確定が定例会に間に合わなかったということで、今回、この臨時会に報告させていただいたところでございます。

それと2点目の損害賠償の内訳につきましては、治療費がございまして、今回のけがに伴う治療につきましては、治療日数としては全部で25日で、そのうち通院が6日という中身になってございます。その他に、通院に伴う、今回砂川市立病院の方に通院されたわけでございますけれども、その交通費、それから実際にお仕事に就いていますので、おけがをされた間の休業の損害の補償ということと、あとは慰謝料、その他に一応、診断書もいただくという形になってますので、こちらも含めて今回、この額になってございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） この事故を受けまして、他の公園にある量水器ボックスの点検はされたのかということと、もしされたのであれば、その点検結果をお知らせいただきたいと思えます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（村中忠夫君） それでは今のご質問にお答えいたします。今回、この事故を受けまして、翌日になりますけれども、今回、花月農村公園を含めまして建設課が所掌してございます15の公園につきまして、職員3名で巡回点検を行ったところでございます。

今回のような重大な事故につながるような案件としては、見ることは無かったのですけれども、実際に一つの公園で、車止めの突起物は、子供がひっかけるという可能性が

ございましたので、その場でサンダーで撤去したという処置をとってございます。その他の公園につきましては、今回のような重大な事故につながるような案件は無かったという状況でございますので、以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

はい、9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 一つ答弁漏れ、このお金は何から出ているのか、保険から出ているのかどうかというのを聞いたかったのですけれども。

○議長（長谷川秀樹君） はい、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（村中忠夫君） 今、おっしゃられたとおり、保険からということでございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第9号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、発議第1号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

3番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それでは議長のお許しがございましたので、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第112条の規定により、別紙のとおり提出するところでございます。

提出者、賛成者につきましては記載のとおりでございます。裏面をお開きいただきたいと思っております。

発議第1号でございます。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてということで、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めるとしてございます。

提案理由といたしましては、本年8月の人事院勧告に準拠いたしまして、新十津川町議会議員の期末手当を改定するため、この条例の一部改正について議決をお願いするといった中身でございます。

それでは、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正するというところでございます。

別紙として、新旧対照表がついておると思いますので、それをご覧いただきたいと思  
います。

第6条第2項中「100分の200」とあるものを、今、説明した提案理由によりまして  
「100分の215」に改めるといった内容でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年12月1日から施行するといった内容とな  
っております。

詳細につきましては、先の全員協議会等で話し合われたという経過がございますので、  
それらを受けまして、議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、発議第1号について、提案理由並びに内容の説明を  
終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の  
一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第46号、新十津川町職員の給与に関する条例の  
一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今、上程をいただきました議案第46号、新十津川町職員の  
給与に関する条例の一部改正について。

新十津川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるといた  
しまして、提案理由でございます。裏面に提案理由といたしまして、本年8月の人事  
院勧告に準拠し、職員の給与に関し所要の改定を行うため、この条例の一部改正につ  
いて議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、総務課長より申し上げますので、よろしくご審議



の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） おはようございます。ただ今、上程いただきました、議案第46号、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正の内容について、ご説明を申し上げます。

給与に関する条例の改正につきましては、人事院勧告に基づいて給与の改正をしたいとするものでございまして、期末、勤勉手当の基準日前に改定が必要となることから、改正がある場合には、この時期に提案させていただいております。

本年8月7日に示されました今年度の人事院勧告による改正点は、次の2点となります。

1つ目は、民間給与との格差等に基づく給与改定でございまして、月例給及びボーナスが7年ぶりの引上げとなるものです。

2つ目は、給与制度の総合的見直しでありまして、給料及び諸手当のあり方を含めた見直しを、平成27年4月から3年間で実施するものですが、今回の条例改正には含まれておりません。

では、内容の説明を申し上げます。お手元に配布しております新旧対照表も合わせて参照いただきますようお願い申し上げます。

第8条の3第2項第2号では、自動車等を使用しての通勤手当が改正されるもので、使用距離に応じてそれぞれの距離区分で、100円から2,100円まで引き上げるものでございます。

第13条の4第2項は、勤勉手当総額を算出する率を、現行の100分の67.5から100分の82.5に改正し、同様に、現在該当者はありませんが、再任用職員では100分の32.5から100分の37.5に改正するものでございます。

期末、勤勉手当は、年間支給月数が3.95月から4.10月に、0.15月分が引き上げられ、そのすべてを勤勉手当に配分するものとされました。本年度の6月期の支給がすでに終了しておりますので、12月期に支給したいとするものであります。

また、関連して、附則第8項中の率が改正となります。これは6級在級の55歳以上の職員、いわゆる特定職員については給料月額1.5パーセントを削減しておりますけれども、その特定職員の勤勉手当支給率も0.15月分引き上げることになりますので、数値の改正を行うものでございます。

別表第1及び第2につきましては、一般職給料表と医療職給料表でありまして、勧告内容に沿って、平均0.3パーセントの引き上げとなります。今回の改正は、特に若年層に重点を置いた改定で、1級の初任給では2,000円のアップとなります。一方で、50歳台の高位号俸の職員には改定がございません。

次に、附則でございしますが、第1項で、この条例は平成26年12月1日から施行したいとするものでございしますが、通勤手当と給料表の規定につきましては、平成26年4月1日に遡り適用したいとするものでございます。

第2項は適用日前異動者の調整について、第3項では給与の内払のみなし規定について、第4項では規則への委任をそれぞれ定めております。

最初に申し上げましたが、人事院勧告のもう一つの柱となる、給与制度の総合的見直しに係る改正につきましては、職員労働組合との交渉を継続しておりますが、平成27年4月の適用日までに、必要な手続きを進めてまいりたいと考えております。

今回の給与改定を実施した場合の影響額ですが、職員一人当たりでは、年間約68,000円程度の増額と見込んでおります。

以上で、給与に関する条例改正の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第46号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第47号、新十津川町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例及び新十津川町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今、上程をいただきました議案第47号、新十津川町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例及び新十津川町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について。

新十津川町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例及び新十津川町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、提案理

由でございます。

本年8月の人事院勧告に準拠し、新十津川町長、副町長及び教育長の期末手当を改定するため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては前議案同様、総務課長より申し上げますので、よろしくおご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） ただ今、上程いただきました、議案第47号、新十津川町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例及び新十津川町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正の内容について、ご説明を申し上げます。

本条例は、町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例と教育長の給与等に関する条例の一部を、一括して改正する条例でございますが、この改正は提案理由にもありましたように、8月7日に人事院が国家公務員の期末、勤勉手当を0.15か月分引き上げる勧告を行いましたので、この内容を受けて実施いたしたいとするものでございます。お手元の新旧対照表も合わせてご覧いただきたいと思います。

第1条では、町長及び副町長の12月支給分の期末手当を100分の200から100分の215へと100分の15、引き上げたいとするものです。

第2条では、同様に教育長の12月支給分の期末手当を100分の15、引き上げたいとするものです。

何れも、一般職職員と同じ率の引き上げといたしたいとするものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は平成26年12月1日から施行したいとするものでございます。

なお、本条例の改正による増額は、27万3,000円となる見込みでございます。

以上、改正内容を申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第47号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、新十津川町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例及び新十津川町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第48号、平成26年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今、上程をいただきました議案第48号、平成26年度新十津川町一般会計補正予算第4号でございます。

平成26年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,209万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,857万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） おはようございます。それではただ今、上程いただきました議案第48号、平成26年度新十津川町一般会計補正予算、第4号となります。内容の説明を申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。まず歳入であります。補正のある款のみ申し上げます。

16款、道支出金。補正額452万円、計3億7,696万3千円。

19款、繰入金。補正額757万7千円、計2億7,778万4千円。

歳入合計、補正額1,209万7千円、計65億1,857万6千円。

続きまして、歳出。

1款、議会費。補正額33万6千円、計5,333万3千円。財源内訳、一般財源33万6千円であります。

2款、総務費。補正額452万円、計4億9,512万1千円。財源内訳、国道支出金452万円であります。

13款、職員費。補正額724万1千円、計8億4,471万4千円。財源内訳、一般財源724

万1千円であります。

歳出合計、補正額1,209万7千円、計65億1,857万6千円、財源内訳、国道支出金452万円、一般財源757万7千円であります。

次に、歳出の内容を申し上げます。12、13ページをお開き願います。1款議会費であります。

1款1項1目議会費。補正額33万6千円、計5,333万3千円。財源内訳、一般財源33万6千円。内容を申し上げます。1番、議会議員人件費33万6千円。新十津川町議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の改正に伴いまして、期末手当不足分の補正であります。

続きまして、14ページ、15ページであります。2款総務費であります。

2款4項4目衆議院議員選挙費。補正額452万円、計452万円。財源内訳、国道支出金452万円、内容は衆議院議員選挙費委託金であります。内容を申し上げます。1番、衆議院議員選挙事務452万円。衆議院解散によりまして、総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費の補正であります。

続きまして、16ページ、17ページ。13款職員費であります。

13款1項1目職員費。補正額724万1千円、計8億4,471万4千円。財源内訳、すべて一般財源であります。内容を申し上げます。1番、職員人件費724万1千円。人事院勧告に準拠した職員の給与条例の改正及び町長、副町長、教育長の給与等に関する条例の改正に伴いまして、給料、手当等の不足分を補正するものであります。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。  
○議長（長谷川秀樹君） 以上で議案第48号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、平成26年度新十津川町一般会計補正予算、第4号は、原案のとおり可決されました。

---

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成26年第2回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労さまでした。

（午前10時37分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員